

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

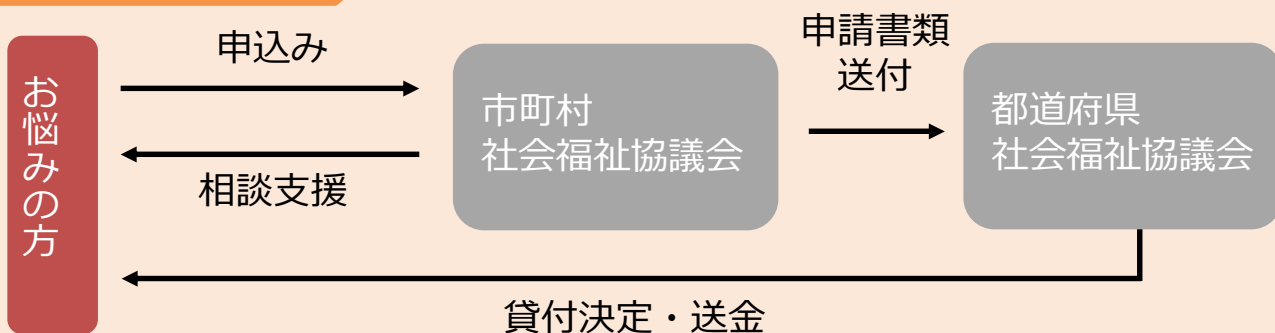
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記の問合せ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先：岐阜県内の各市町村社会福祉協議会

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岐阜市	058-255-5511	土岐市	0572-57-6661	笠松町	058-387-5332	北方町	058-324-6550
大垣市	0584-78-8181	各務原市	058-383-7610	養老町	0584-34-3504	坂祝町	0574-27-1222
高山市	0577-35-0294	可児市	0574-62-1555	垂井町	0584-23-3335	富加町	0574-54-1312
多治見市	0572-25-1131	山県市	0581-52-3010	関ヶ原町	0584-43-2943	川辺町	0574-53-2121
関市	0575-22-0372	瑞穂市	058-327-8610	神戸町	0584-28-0223	七宗町	0574-46-1294
中津川市	0573-66-1111	飛騨市	0577-73-3214	輪之内町	0584-69-4433	八百津町	0574-43-4462
美濃市	0575-35-2355	本巣市	058-320-0531	安八町	0584-47-7704	白川町	0574-72-2327
瑞浪市	0572-68-4148	郡上市	0575-88-9988	揖斐川町	0585-56-3700	東白川村	0574-78-2059
羽島市	058-391-0631	下呂市	0576-52-4884	大野町	0585-34-2130	御嵩町	0574-67-6710
恵那市	0573-26-5221	海津市	0584-55-2300	池田町	0585-45-8123	白川村	05769-6-1311
美濃加茂市	0574-28-6111	岐南町	058-240-2100				

実施主体：社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

連絡先：〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内 TEL：058-273-1111

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ **対象者**：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ **貸付上限額**：10万円以内

以下のいずれかの場合は、**20万円以内**

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員に新型コロナウイルス感染症の関連で子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ **据置期間**：1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ **償還期限**：2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ **貸付利子・保証人**：無利子・不要

■ **申込みに必要なもの**：

- 身分を証明できるもの
(住民票、健康保険証、顔写真付身分証明書の内、いずれか2つ)
- 印鑑
- 申込者の預金通帳
- 休業等により収入が減少したことが分かるもの(給与明細書等)

■ **申込先**：

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ **対象者**：

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ **貸付上限額**：

(2人以上の世帯) 月20万円以内

(単身世帯) 月15万円以内

※ 貸付期間/原則3月以内

■ **据置期間**：1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大

■ **償還期限**：10年以内

■ **貸付利子・保証人**：無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ **申込みにあたって**：

原則として、自立相談支援事業等による継続的な支援(就労支援・家計相談支援等)を受けることが要件となりますので、申込みの流れや必要となる書類等については、受付窓口でご確認ください。

■ **申込先**：

市町村社会福祉協議会